

中小企業投資育成株式会社による投資

中小企業は中小企業投資育成株式会社からの株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

対象となる方

資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方

なお、以下の法律に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象になります。

中小企業労働力確保法、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、省エネ・リサイクル支援法、地域産業集積活性化法^(※)、中小企業地域資源活用促進法(155頁参照)、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、大学等技術移転促進法、中小企業新事業活動促進法、産業活力再生特別措置法、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 (※)平成19年6月11日まで

支援内容

中小企業投資育成株式会社の審査を通過した企業は以下の投資を受けることができます。

■投資事業

- (1)株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- (2)増資に際して発行される株式の引受け
- (3)新株予約権の引受け
- (4)新株予約権付社債の引受け

なお、中小企業投資育成株式会社から投資を受けた会社は、引き続き追加投資を受けることができます。

■育成事業(コンサルテーション事業)

中小企業投資育成株式会社は、株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受けている投資先企業からの依頼により、信頼できるパートナーとして、各種個別経営相談に応じています。

ご利用方法

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただいた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

お問い合わせ先

- ・東京中小企業投資育成株式会社 URL: <http://www.sbic.co.jp/>
(営業地域:新潟・長野・静岡以東の18都道県)
電話:本社 03-5469-1811
- ・名古屋中小企業投資育成株式会社 URL: <http://www.sbic-cj.co.jp/>
(営業地域:愛知・岐阜・三重・石川・富山の5県)
電話:052-581-9541
- ・大阪中小企業投資育成株式会社 URL: <http://www.sbic-wj.co.jp/>
(営業地域:福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県)
電話:本社 06-6341-5476、九州事務所 092-724-0651